

## 令和元年第7回美郷町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和元年9月4日（水曜日）午前10時開議

#### 議案上程（説明）

- 第 1 議案第58号 工事請負契約の一部変更について
- 第 2 議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 3 議案第60号 美郷町立認定こども園の給食費負担に関する条例の制定について
- 第 4 議案第61号 美郷町印鑑条例の全部改正について
- 第 5 議案第62号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第63号 美郷町都市公園条例の一部改正について
- 第 7 議案第64号 美郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 8 議案第65号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第66号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第67号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第11 議案第68号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第4号
- 第12 議案第69号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第13 議案第70号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 第14 議案第71号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号
- 第15 議案第72号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号
- 第16 議案第73号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第2号

#### 議案審議（総括質疑～特別委員会付託）

- 第17 認定第 1号 平成30年度美郷町一般会計決算認定について
- 第18 認定第 2号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第19 認定第 3号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第20 認定第 4号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について

第 2 1 認定第 5 号 平成 3 0 年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

第 2 2 認定第 6 号 平成 3 0 年度美郷町水道事業会計決算認定について

第 2 3 決算特別委員会の設置について

第 2 4 決算特別委員会の委員の選任について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 深 沢 義 一 君 | 3番  | 鈴 木 正 洋 君 |
| 4番  | 内 田 清 文 君 | 5番  | 泉 美和子 君   |
| 6番  | 森 元 淑 雄 君 | 7番  | 高 山 茂 雄 君 |
| 8番  | 細 井 邦 男 君 | 9番  | 熊 谷 良 夫 君 |
| 10番 | 伊 藤 福 章 君 | 11番 | 鈴 木 良 勝 君 |
| 12番 | 村 田 薫 君   | 13番 | 藤 原 政 春 君 |
| 14番 | 深 澤 均 君   | 15番 | 熊 谷 隆 一 君 |
| 16番 | 澁 谷 俊 二 君 |     |           |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                          |             |         |             |
|--------------------------|-------------|---------|-------------|
| 町 長                      | 松 田 知 己 君   | 副 町 長   | 佐々木 敬 治 君   |
| 総 務 課 長                  | 本 間 和 彦 君   | 企画財政課長  | 高 橋 穰 君     |
| 税 務 課 長                  | 藤 田 信 晴 君   | 住民生活課長  | 高 橋 久 也 君   |
| 福祉保健課長                   | 齊 藤 敦 子 君   | 農 政 課 長 | 高 橋 勉 君     |
| 商工観光交流課長                 | 黒 田 逸 人 君   | 建 設 課 長 | 木 村 英 彰 君   |
| 会計管理者兼<br>出 納 室 長        | 小田長 光 仁 君   | 農業委員会長  | 高 橋 正 尚 君   |
| 農 業 委 員 会 長<br>農 事 務 局 長 | 奥 山 智 佳 等 君 | 教 育 長   | 福 田 世 喜 君   |
| 教 育 次 長 兼<br>教 育 推 進 課 長 | 木 村 光 紀 君   | 教育総務課長  | 煙 山 光 成 君   |
| 生涯学習課長                   | 皆 川 信 之 君   | 代表監査委員  | 深 澤 克 太 郎 君 |

職務のため出席した者の職氏名

|         |         |                      |         |
|---------|---------|----------------------|---------|
| 事 務 局 長 | 鈴 木 忠   | 庶 務 班 長<br>兼 議 事 班 長 | 高 橋 幸 子 |
| 主 査     | 高 橋 洋 子 |                      |         |

---

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎議案第58号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第58号 工事請負契約の一部変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第58号につきまして説明いたします。

提案理由ですが、社会資本整備総合交付金事業・羽貫谷地線改良舗装工事請負変更契約を締結するため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

変更の内容につきまして説明いたします。議案資料集24ページに工事請負変更契約書（第1回）（案）を記載しております。これとあわせまして、本日お配りしておりますA3横の議案第58号補足説明資料をごらんください。

当初計画では赤い線の部分を施工するとしておりましたが、路盤の置きかえのため試験掘削をしたところ、置きかえする線より下の路盤が粘土質で軟弱であることが判明しました。アスファルト舗装要綱に規定する十分な支持力を確保するために置きかえの厚さについて再算定したところ、当初50センチとしていたものを65センチにする必要があると算出したものでございます。これに伴い、置きかえ工事費及び残土処理費用がかかり増しとなるものです。

一方、交付金事業におきましては、交付決定された範囲で施工することから調整の結果、施工の延長を当初の540メートルから60メートル縮小し、480メートルとするものです。図面では青い線の部分になります。

なお、残りの事業延長は黄色い線の部分ですが、790メートルであります。

議案集17ページにお戻りください。工事内容の変更により契約金額を5,841万円から6,215万

5,500円に変更するものです。

なお、完成期限であります令和元年11月29日に変更はございません。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第58号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第59号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律がことし6月14日に公布されてございます。同法の中では地方公務員法の一部が改正され、これに伴い関連する当町の条例3本を一括にて所要の規定を整備するものでございます。

改正の趣旨でございますが、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに所要の手續規定を整備するものでございます。

関係条文は議案20ページ・21ページに記載してございますが、新旧対照表を用い、説明をさせていただきますので議案資料集26ページから28ページをごらんいただきたいと存じます。

まずは、第1条美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、期末勤勉手当等の支給につきまして地方公務員法の規定による「失職」の部分を削除するものでございます。

次に、第2条美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正でございますが、旅費の支給につきまして第1条と同様の部分を削除するものでございます。

次に、第3条美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございますが、団員の欠格事項の規定から「成年被後見人」または「被補佐人」を削除するものでございます。

それでは、議案21ページの下から2行目をごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和元年12月14日としてございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第59号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第60号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、議案第60号 美郷町立認定こども園の給食費負担に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） 議案第60号 美郷町立認定こども園の給食費負担に関する条例の制定について、ご説明いたします。

このたび、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、3歳以上の就学前子どもの幼稚園・保育園・認定こども園等の利用料が無償化されるのにあわせ、これまで措置費に含まれておりました3歳以上の保育認定子どもの副食費については、保護者負担金に変更されます。そのため、保護者が負担する給食費の金額を明らかにする必要があること、県と市町村が共同で行う副食費助成制度においても金額が明らかにされている必要があることから条例を制定したく提案するものでございます。

24ページをお開きください。

第1条はこの条例の趣旨、第2条は用語の意義について定めるものでございます。第3条は給食費の額を別表第1のとおりとすることとし、月の途中で入園または退園する場合の計算方法を定めるものでございます。同条第2項第1号は幼稚園または認定こども園の教育認定の子どもについて定め、第2号は保育園または認定こども園の保育認定子どもについて定めるものでございまして、いずれも認定こども園利用料の取り扱いと同様でございます。第4条は一時保育の給食費の額を別表第2のとおりとし、第5条は徴収について、第6条は減免について定めるものでございます。また、第7条は規則等への委任規定でございます。

25ページをごらんください。別表第1中法第19条第1項第1号に該当する子どもでございますが、教育認定子どものことでございます。1食当たり主食費20円、副食費225円とし、標準教育日数である20日に乗じて金額を定めております。

25ページ下段から26ページをごらんください。同様に法第19条第1項第2号に該当する子ども

でございますが、保育認定子どものことでございます。こちらは1食当たりの額に標準保育日数である25日に乗じて金額を定めております。

なお、どちらの表にも副食費がゼロ円となっている階層がございますが、これは低所得者層への配慮のほか、保育料が無料になっても副食費が有料になることでトータルで保護者負担が増加してしまうご家庭が生じないように国が定めるものでございます。

また、この条例では規定してございませんが、ひとり親世帯などにつきましては、別途軽減措置が図られることとなっておりますし、本条例案が可決された後には県と共同で実施する助成事業や町独自の助成により実質的に給食費を無償とする予定でございます。

27ページをお願いいたします。別表第2は一時保育の給食費の額を定めるものでございます。3歳以上のお子さんは入園中のお子さんと同じ給食を食べることから金額を統一したほか、少し高く設定してございました3歳未満のお子さんの給食費は同額に引き下げいたします。

25ページに戻っていただき、上段をごらんください。附則でございますが、改正の施行期日を幼児教育無償化の期日と同じく令和元年10月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第60号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第61号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第61号 美郷町印鑑条例の全部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） それでは、議案第61号についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されることになりました。この改正は社会において旧姓、旧氏を使用しながら活動する女性が増加していることから女性の活躍を推進する観点に立ち、住民票、個人番号カード等への旧氏の併記を可能とするものでございます。これにより、印鑑証明につきましても印鑑登録証明事務処理要領に準拠しまして登録を可能といたく関係条文の見直しを行うとともに、あわせて所要の見直しを行いたく全部改正を提案するものでございます。

それでは要点となる内容について説明いたします。次の30ページ、別紙改正案をごらんください。

第1条の制定目的は改正前と同じでございます。

第2条ですが、第1項において登録資格要件として住民基本台帳法に基づき美郷町が備える住民基本台帳に記録されている者と規定しております。

これによりまして、次の31ページ、第5条第1項で、登録できる印鑑は1人1つ。第2項で、登録できる印鑑の内容は住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名前に「旧氏」を追加するものでございます。あわせて、これについて旧氏、通称などの一部を組み合わせたり、またはそれ以外の内容を表記したものは登録できない旨の規定を明記しております。また、ゴム印などの変形、磨滅しやすいものは登録できないものとししました。次のページの第3項は漢字を使用しない外国人の住民票については、備考欄に記載された通称、または片仮名表記、またその一部を組み合わせで登録できる旨を明記しました。

次の第6条の印鑑登録原票についてですが、第1項にはこれまでの表記に加えまして原票への氏名の記載に旧氏を追加記載するとともに、次の33ページ上段第2項に保存の方法について磁気ディスクをもって調製することに改めます。

同じ内容ですが、次の35ページの上段第13条原票から証明のため印鑑登録証明書を交付するときの内容は磁気ディスクに登録されているものであることに表記を改め、あわせて併記する事項を明記します。このほかの条項においても文言表記を改めておりますが、規定した内容はこれまでと同様であります。

次の36ページ、最後、附則でございます。この条例の施行期日は国の改正内容の施行と同じ令和元年11月5日とし、改正後の美郷町印鑑条例の規定は施行日以後の適用となりますので、同日前につきましては、現状のままとします。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第61号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第62号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第62号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） それでは、議案第62号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。



提案理由ですが、国の災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸し付けについて改正内容を反映させるため提案するものでございます。

改正条文は次のページになりますが、議案資料集29ページ、新旧対照表で説明しますので、あわせてごらんください。

上段、第14条に保証人の規定について、新たに2項、3項を追加しております。

第16条に規定していた償還未済額の違約金について、災害弔慰金の支給等に関する法律の施行令第9条を包含するものに改正いたします。これによりまして、違約金の年利は10.75%から年5%に減じることになります。

次の第5条第1項は償還方法に月払いを追加するものでございます。同じく第3項は国の災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に準拠しまして規定されている対象条文を改めるものでございます。

第16条は違約金について、国の規定に準拠することを第14条に規定しましたことから同条を削除するものでございます。

改正条文にお戻りいただきまして、附則としまして、この改正条例の施行は公布の日とします。説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第62号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第63号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、議案第63号 美郷町都市公園条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第63号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、普通交付税一本算定を見据えた財政健全化の取り組みに伴い、都市公園の使用料を改正したく提案するものでございます。

改正条文は40ページ・41ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集30ページをお願いいたします。

公園内において条例第3条第1項に掲げる行為をする場合の使用料について、第10条別表第1で規定しておりますが、財政健全化の取り組みにおける使用料改定の基本的方針に基づき、現行使用料の100円未満の部分をそれぞれ50円単位で繰り上げて端数調整し、表のとおりとするもので

ございます。

なお、改定内容及び額につきましては、既に改正しております特定地区公園条例の規定と同一とするものでございます。

議案集41ページにお戻りください。

附則にて、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第63号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第64号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、議案第64号 美郷町水道事業給水条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第64号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、平成30年12月に公布されました水道法の一部を改正する法律などの施行に伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正内容ですが、水道法の改正により指定給水装置工事事業者の資格の維持向上を目的に5年ごとの更新制が導入されることとなったものです。これを受けまして町の条例において更新に係る手数料について定める必要があり、改正したくお諮りするものです。

議案資料集の新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集の31ページをお開きください。

第31条の改正ですが、第3号を新たに加え、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を1件につき1万円とするものです。根拠としまして、新規に登録する際の手数料が1万円であり、その内訳として受け付け、審査、指定の決定などに係る経費となっており、更新に係る経費も同様であるためでございます。

また、第34条の改正は水道法施行令改正に伴う引用条文の改正でございます。

議案集44ページをお開きください。

附則といたしまして、この条例の施行日を改正水道法の施行期日である10月1日とするものです。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第64号の説明が終わりました。

---

◎議案第65号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、議案第65号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） 議案第65号についてご説明いたします。改正内容は議案集46ページから58ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、資料集32ページをお開き願います。

今回の一部改正は子ども・子育て支援法の改正に伴うものでございます。本年10月1日より3歳以上の就学前児童の教育施設及び保育施設の利用料が無償化されますが、その際に給付対象の子ども・子育て施設の範囲が拡大されます。このため、従来支給認定あるいは支給認定子どもなどと表記されておりました部分は、教育・保育給付認定や教育・保育給付認定子どもなどに変更されます。

しかし、一部に支給認定等の表記が残る関係で条文ごとに改める必要があり、改正条文も非常に長くなっております。重複する部分は割愛をさせていただきながらご説明いたします。

第2条の改正でございますが、第9号は支給認定等の表記を改めるものでございます。第12号から第16号でございます。これは新設でございます。第12号は満3歳以上の子どもについて、第13号は4月1日現在3歳に満たない子で翌年3月31日までに満3歳となる保育認定子どもについて、第14号は3歳に満たない保育認定子どもについて、第15号は給付を受ける子どもの父母の市町村民税を合算した場合の額について、第16号は利用者負担額の多子軽減措置の判断対象となる子どもについて、それぞれ用語の意義を定めるものでございます。

新設された号が第12号の前に挿入されたことから第12号を第17号とし、以下5号ずつ繰り下げを行います。繰り下げ後の新第19号は、法律において引用条項の初出が第7条第10項第5号となりましたので、改めるものでございます。

33ページ中段をお願いいたします。

第3条でございますが、子ども・子育て支援法第2条の改正と同様、保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものの文言を追加いたします。

第5条でございます。利用者負担という文言を改めるものでございます。

34ページ・35ページでございますが、これは第2条の改正と同様でございます。

36ページ中段をお願いいたします。第13条でございますが、利用者負担額等の受領対象者を満3歳未満保育認定子どもの給付認定保護者に限ると改めるものでございます。37ページ中段をお願いいたします。第4項の改正でございますが、給付の対象から副食費を除くこととし、住民税課税額が一定の額に満たない場合や同一世帯に小学校3年生までのお子さんが3人以上いる世帯は副食費を給付の対象とできるよう定めるものでございます。

38ページをお願いいたします。第14条でございますが、引用条項を改めるものでございます。39ページをお願いいたします。第14条第2項でございますが、証する書類の文言を提供証明書に改めるものでございます。

40ページをお願いいたします。第20条の第5号でございますが、これも引用条項を規定するものでございます。

41ページから42ページは文言の変更でございます。

43ページをお願いいたします。第35条第3項でございますが、これは引用条項を追加するものでございます。

44ページをお願いいたします。第36条第3項下段でございますが、これは引用条項を改めるものでございます。

次に45ページをお願いいたします。第37条でございますが、事業所内保育事業を除く特定地域型保育事業に適用する条文であることを明示いたしまして各施設の位置づけを平成26年厚生労働省令第61号から引用するよう改めるものでございます。

第38条は引用条項の明示。

次のページをお開きください。46ページ下段から49ページまでの第42条でございます。第2項以下を第6項以下に繰り下げ、新たに第2項から第5項までを追加するものでございます。追加された内容でございますが、代替保育に関すること、施設間の連携確保に関することでございます。49ページ上段をお願いいたします。48ページから続いておりますが、新第7項の次に一項挿入されております。特例保育所型事業所内保育事業者については、連携施設の確保をしなくてもよい旨を規定してございます。

次の第43条は引用条項の整理によるものでございます。

次の51ページをお願いいたします。51ページ下段から52ページ中段まで第50条でございますが、これは引用条項の変更及び文言の変更でございます。

53ページをお願いいたします。第51条第3項の改正内容でございます。これは特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育事業を提供する場合の読みかえ規定を追加するものでございます。

54ページをお願いいたします。第52条第3項でございますが、費用に関する読みかえ規定の追加でございます。

55ページから57ページの附則の改正でございますが、施設型給付費等に関する経過措置を規定した第4項と第5項を削除し、第6項以下を2項繰り上げ、新第5項では連携施設に関する経過措置について、5年を10年に改めるものでございます。

議案集にお戻りいただき、58ページをお願いいたします。

附則でございますが、改正条例の施行期日を令和元年10月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第65号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第66号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、議案第66号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） 議案第66号についてご説明いたします。

改正内容は議案集60ページから62ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、資料集58ページをお開きください。

今回の一部改正でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴うものでございます。本年10月1日より3歳以上の就学前児童の教育施設及び保育施設の利用料が無償化されますので、利用者負担に関する改正が主なものでございます。

第4条から第6条は議案第65号と同様文言の改正でございます。

別表第1でございますが、3歳以上の子どもの利用者負担が無償化されることから3歳以上の子どもの利用者負担を定めた表を削除し、3歳未満の子ども利用料のみ定めるものでございます。

なお、このたびの国の制度変更において住民税非課税世帯は無償となりました。そのため、第2階層は住民税非課税世帯として金額をゼロに、均等割のみ課税世帯は3階層を分離して3-1階層とし、負担額は従来どおり9,000円とし、これまで3階層としていた階層は3-2階層と改めるものでございます。

60ページ・61ページをお開きください。

別表第3の改正でございますが、一時保育利用料の額を定めるものでございます。この表の中でこれまで実費負担としておりました食費を認定こども園の給食に関する条例にて金額を定めることから括弧書きを削除するものでございます。

議案集62ページをお願いいたします。

附則でございますが、改正条例の施行期日を令和元年10月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第66号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第67号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第67号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（皆川信之君） 議案第67号についてご説明いたします。議案の63ページをごらんください。美郷町特定地区公園条例の一部を別紙のとおり改正したく議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、町内の他の社会教育施設及び体育施設等と名称と統一することと来年に控えた東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えて美郷町を町内外に強く発信していくために美郷総合体育館の名称を変更したく提案するものでございます。

次のページ、別紙をごらんください。美郷町特定地区公園条例の一部を次のように改正する。美郷総合体育館を「美郷町総合体育館」に改めるものでございます。

この条例の施行期日でございますが、令和2年1月1日から施行するとしております。

附則第2項の規定でございますが、6月定例議会で議決いただきました財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例第12条に総合体育館にかかわる部分がありますので、この部分については、公布の日から施行するというところでございます。

議案第67号の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第67号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第68号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第68号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第4号を上程

いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明をお願いします。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第68号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億1,213万6,000円を追加する件及び地方債の追加1件と補正2件でございます。

初めに70ページ、第2表地方債補正をご説明いたします。

まず追加でございますが、橋梁補修工事の財源として公共施設等適正管理推進事業債を充当するため追加するものでございます。次に変更でございますが、町道舗装補修工事及び千畑小学校プール改修事業の財源として合併特例債の限度額を、英語指導助手配置事業や乗り合いタクシー運行事業の財源調整として過疎対策事業債の限度額を、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。74・75ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 14款1項1目2節障害者福祉費負担金の障害児施設給付費負担金でございますが、障害者総合支援法による障害福祉サービス給付の増額が見込まれるため、国庫負担分として費用の2分の1分を計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 2項国庫補助金2目2節児童福祉費補助金中子ども・子育て支援交付金でございますが、10月から始まる幼児教育無償化に伴う事務費への補助で、補助率は10分の10でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） すぐ下でございます母子保健衛生費補助金でございますが、保険情報システム番号法制度改正に伴い、美郷町に転入された方の妊婦健診や乳幼児健診等に関する情報照会を保健センターで行えるようにするためのシステム改修に係る補助金で、補助上限額の2分1を計上しております。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、5目1節社会資本整備総合交付金につきまして舗装補修事業の国からの配分額決定による減額でございます。

なお、これに関連する歳出につきましては、減額とせず町単独費として執行するものです。詳細につきましては、歳出8款にて説明いたします。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 15款1項1目2節障害者福祉費負担金の障害児施設給付費負担金でございますが、障害者総合支援法による障害福祉サービス給付の増額が見込まれるため県負担分として費用の4分の1分を計上しております。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、76ページ・77ページをお願いいたします。

2項4目農林水産業費県補助金3節農地耕作条件改善事業交付金ですが、圃場整備事業の令和2年度採択を目指す明田地野際地区において整備後の高収益作物への転換が円滑に図られるための研修などの取り組みに対する県の交付金でございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 同じく7目商工費県補助金ですが、今年度4月より県との共同による事業を開始しております移住支援事業費補助金について、県より225万円の交付決定がなされましたので、歳入の補正をお願いするものです。町の支出に対する補助額は4分の3の額を計上したものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして、3項1目4節統計調査費委託金でございますが、国勢調査調査区域設定及び全国家計構造調査に要する経費に対する補助金交付決定により増額するものでございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 続いて同ページ中段、17款1項寄付金1目一般寄付金ですが、ラベンダーまつり終了に伴いラベンダー育成協力金の実績額で歳入の補正をお願いするものです。

○企画財政課長（高橋 穰君） 18款1項1目振興基金繰入金でございますが、乗り合いタクシー運行事業の財源の一部を振興基金繰り入れから過疎対策事業債へ組み替えるため減額するものでございます。

その下、8目百目木一般廃棄物最終処分場閉鎖整備事業基金繰入金でございますが、処分場のフェンス修繕工事の財源として繰り入れるものでございます。

次の78・79ページをお願いいたします。

19款繰越金でございますが、額の確定により補正をするものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 20款のご説明をさせていただきます。20款5項雑入2目給食事業収入でございますが、就学前教育・保育施設の3歳以上の副食費有償化に伴い、他自治体のお子さんで本町の認定こども園に入園されている4名分の給食費でございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 同じく4目雑入ですが、昨年度末で解散しました町の第三セクター3法人の清算に伴い、株式清算金の額が確定したため6,383万円の歳入の補正をお願いするものです。また、その下、看板製作負担金につきましては、道の駅の大型看板を撤去・新設することとしておりますが、その際、来年度オープン予定の株式会社モンベル秋田美郷店の看板と一緒に掲示することを想定しております。同社は連携協力協定締結企業であり、そのパートナーシップに鑑み道の駅看板への掲載を承諾するとともに、その対価として看板製作費見合い50万円をご負担いただくこととし、歳入の補正をお願いするものです。



以上で、20款の説明を終わります。

○企画財政課長（高橋 稔君） 続きまして、21款町債でございます。1項1目総務債1節生活交通対策事業債は乗り合いタクシー運行事業費の財源の一部とするため過疎対策事業債を増額するものでございます。

4目土木債1節町道新設改良事業債は社会資本整備総合交付金の減及び町単独町道舗装補修事業の増により、その財源として合併特例債を増額。また、橋梁補修工事の財源として公共施設等適正管理推進事業債を追加するものでございます。

6目教育債1節教育施設整備事業債は千畑小学校プール改修事業の財源の一部として合併特例債を増額するものでございます。2節教育支援事業債は英語指導助手配置事業の確定により財源としての過疎対策事業債を減額するものでございます。

歳入は、以上でございます。

次に歳出についてご説明いたします。82・83ページをお願いいたします。

2款1項2目行政推進費の8節報償費でございますが、高速バス乗り場であるサテライトふれあい広場の待合所の清掃等管理の謝礼として補正をお願いするものでございます。

○総務課長（本間和彦君） 同じく13節の設計監理委託料でございますが、本館及び金沢の両コミュニティセンターの内部改修工事の設計業務委託料を計上してございます。これはさきに策定いたしました美郷町公共施設等最適化実施計画に基づくものでございます。

続きまして、5目財産管理費の13節の町有林管理委託料でございますが、町有林の伐採区域の見直しによる事業量の増及び隣接地権者との協議により、当初予定していた伐採木の搬出ルートを変更したいことなどから予算の追加を計上するものでございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 同じく6目企画費ですが、19節負担金補助及び交付金につきまして定住促進奨励金として6件分・246万7,000円の不足となっており、補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 7目電子計算費でございますが、公共施設最適化実施計画に基づき、現在南行政センター内にある電算室を公民館に移設するための経費を補正するものでございます。

13節委託料ではネットワーク機器の移設及び再設定業務委託料を、15節工事費の電気通信工事は光ファイバーケーブルの移設工事費を、施設改修工事は公民館2階への電算室設置工事費を追加するものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続いて8目交通安全対策費の18節備品購入費ですが、新たに交通

指導員を引き受けくださる方に対しまして制服等を貸与するための購入費の補正をお願いいたします。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして11目地方創生事業費15節平場の森公園改良工事ですが、公園利用の安全性の向上を図るため遊歩道側溝へグレーチングを設置するもので、延長は約470メートルでございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 同じく19節負担金補助及び交付金でございますが、移住仕事支援総合窓口設置事業において首都圏からの移住に際し、移住支援事業費補助金を4月より事業開始し、PRに努めておりますが、歳入の項目でご説明しましたとおり県より財源の一部となります県補助金の交付決定がなされたことから今年度見込み件数として3件分・300万円となるよう299万9,000円の補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 次に5項2目基幹統計費でございますが、全国家計構造調査、国勢調査に係る補助金交付決定に基づく事務費等の補正でございます。

1節では統計調査員の報酬を、9節では調査員の交通費を増額、11節では事務用消耗品の減額、12節では調査員の電話代及び郵送料を増額。次の84・85ページ、14節ではコピー使用料を増額するものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 3款1項1目1節民生委員推薦会委員報酬でございますが、当初3回開催する予定で予算を計上しておりましたが、既に2回開催し、今年度はこの後一斉改選もありますので、今後退職者が出たとき、できるだけ空白期間を短くするため推薦会を速やかに開催したく2回分の補正をお願いするものでございます。

2目12節役務費の手数料でございますが、児童発達支援の新規利用者10名分の増額でございます。20節扶助費の障害児通所支援給付費でございますが、児童発達支援事業所の放課後デイサービス等新規利用者10名分の増額でございます。

4目19節負担金補助及び交付金の人間ドック等費用助成金でございますが、後期高齢者の人間ドック受診者が当初想定した人数を上回る見込みとなりましたので、増額をお願いするものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2項3目児童福祉施設費でございますが、3節職員手当は幼児教育無償化事務に伴う時間外勤務手当、11節需用費はこども園の食器等の更新費用でございます。それから15節施設修繕工事でございますが、経年劣化等に伴う施設修繕費に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

次に4目子育て支援費でございますが、7節賃金は放課後児童クラブの利用者増及び支援を要

するお子さんが多く利用していることから支援員の賃金に不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。20節扶助費は本町に住所を有し、他自治体の幼児教育施設に入園されているお子さんの給食費について助成するもので、2号認定4名分でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 86・87ページをお願いいたします。

4款1項1目11節需用費の修繕料でございますが、保健センター東側屋根の破風が剥がれてきており、修繕したく予算を計上しております。13節委託料の電算処理委託料でございますが、歳入で申し上げました保険情報システム番号法制度改正に伴い美郷町に転入された方の妊婦健診や乳幼児健診等に関する情報照会を保健センターで行えるようにするためのシステム改修に係る費用を計上しております。23節償還金利子及び割引料の返還金でございますが、平成30年度分療育医療費国庫負担金の額が確定し、返還が生じることとなりましたので計上しております。

2目12節役務費の手数料でございますが、風疹感染拡大防止のため抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・予防接種に係る手数料を当初委託料にまとめて予算計上するよう厚生労働省から指示があり、委託料に一括して計上してはりましたが、今回手数料を分けるように通知がありましたので、すぐ下の13節委託料の予防接種委託料と予算の組み替えをするものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして3目環境衛生費の15節工事請負費ですが、既に閉鎖しております百目木地内にあります一般廃棄物処分場跡地の周囲を囲んでありますフェンスについて損壊している場所が発見されましたので、これを修繕したく必要額を計上いたしております。

なお、財源は基金から取り崩し充当することとしております。

次の4款2項1目ごみ収集処理事業費の19節負担金補助及び交付金ですが、ごみ集積所を設置する際に助成しております助成金について、当初160万円を措置してはりましたが、既に10基145万円の実績があり、今後2基の追加予定があることから追加補正をお願いするものでございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 同じく下段、5款1項1目労働諸費ですが、19節負担金補助及び交付金において就労支援事業費補助金を交付し、技術習得に対する支援を行っております。昨年度の労働安全衛生法関係法令の改正により、一部講習が法令により義務づけられたこともあり、今年度の補助金申請件数が大幅に増加する見込みであり、不足の見込まれる41万1,000円の補正をお願いするものでございます。

続いて88ページ・89ページをお願いいたします。

6款1項6目農業振興施設管理費ですが、道の駅雁の里せんなんの基本設計業務委託の完了を受けての補正でございます。

13節委託料としましては、道の駅改修工事の実設計業務を依頼する設計監理委託料811万4,000円と新設予定の大型看板のデザイン設計業務を依頼する委託料50万円の補正をお願いするものでございます。また、15節工事請負費としましては産地形成促進施設の一部解体工事として799万3,000円、大型看板の設置工事として796万4,000円の補正をお願いするものでございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして8目農村整備費13節高収益作物転換支援業務委託料につきましては、県の交付金によりまして明田地野際地区の作物転換、品目の選定に向けた研修会等実施業務を委託するものでございます。

○建設課長（木村英彰君） その下、28節繰出金ですが、農業集落排水事業特別会計決算による繰越金の額が確定し、繰り入れることに伴う減額でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして2項1目林業費13節調査委託料につきましては、森林経営管理法に基づき森林所有者から今後の森林経営について、その意向を調査するもので、全体計画をもとに今年度は金沢字北沢黒滝地区を対象とし、およそ83ヘクタールを予定しております。

6款農林水産業費の説明は、以上です。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 同じく下段の7款1項2目商工振興費ですが、19節負担金補助及び交付金において、空き店舗等対策事業補助金として1事業者が町内の空き店舗に入居し、新たに事業を始めることになったため補正をお願いするものでございます。同じく19節の下段、まちなかエリア活性化促進事業補助金ですが、まちなかエリアメインストリート区域の六郷字米町地内で空き店舗を改修の上、新たに開業する旨の申請があり補正をお願いするものでございます。

補正額300万円の内訳ですが、100万円が物件所有者の基本工事等に対する補助金でございます。補助率は工事費の3分の2、上限100万円となっております。残りの200万円は入居する事業者が実施する内装工事等に対する補助金でございます。補助率は工事費の2分の1で上限200万円となっております。

なお、実施予定の事業は飲食業でございます。

続いて3目観光費ですが、7節賃金、11節需用費のうち消耗品費、印刷製本費、13節委託料につきましては、ラベンダーまつりの終了に伴う実績減でございます。

なお、11節需用費の修繕料101万6,000円は大台野グラウンドゴルフ、パークマレットゴルフ場内のトイレ故障による便器修繕及び雁の里パークゴルフ場のスタート台老朽化に対する修繕を行いたく補正をお願いするものでございます。

90ページ・91ページをお願いします。

4目温泉施設費ですが、11節需用費修繕料については、千畑温泉サンアールのボイラー故障に係る修繕、湯とびあ雁の里温泉の女子全身浴超音波ポンプ故障による取りかえ修繕及び今後の修繕費見込み額として合計97万3,000円の補正をお願いするものです。15節工事請負費ですが、千畑温泉サンアール浴槽薬剤注入装置取りかえ工事101万8,000円の増額と、既に着手済みの工事である湯とびあ雁の里温泉飲料水井戸の水中ポンプ交換工事において、交換しなければならない既存の水中ポンプの引き上げが不可能であることが判明し、工事を中止せざるを得ない状況となったため工事内容を精査、変更契約を締結いたしました。この際の不用額を減額するものです。これら増額及び減額の差し引きにより、299万円の減額補正をお願いいたします。

以上で、7款の説明を終わります。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして8款土木費でございます。2項2目道路維持費11節需用費は除雪機械用スノータイヤ11台分の購入費を計上したものです。7月以降除雪機械のメンテナンスを行っており、その中でタイヤの破損が指摘され、購入するものでございます。13節委託料は道路にせり出してきた町管理樹木の高所作業車を使った枝剪定や道路側溝清掃費用を追加したく計上しております。15節の一般土木工事はガードレールや側溝のふた補修、ガードパイプ塗装工事費を計上しております。舗装工事では穴ぼこ補修やマンホール周りの補修費を計上しております。

続きまして、3目13節測量調査委託料は橋梁の詳細設計費として、15節の一般土木工事では住民から改善要望がありました道路側溝改修や橋梁拡幅等4件を計上しております。また、舗装工事につきましては、舗装の割れや劣化が進んでいる長面線ほか10路線の舗装補修を実施したく計上しております。

なお、歳入で触れました社会資本整備総合交付金の配分額決定による歳入の減額に関連して歳出におきましては対象となる工事費5,213万円分を減額とせず、町単独費として施工することとしております。これによりまして、今回の補正額5,445万円と合わせて実質1億658万円の予算措置となり、前年度並みの補正額となるものでございます。

なお、施工位置につきましては、本日お配りしております位置図をごらん願います。

続きまして、5項1目下水道費28節繰入金ですが、下水道事業特別会計決算による繰越金の額が確定し、繰り入れることに伴う減額でございます。

続きまして、6項1目住宅管理費11節需用費ですが、町営住宅に20年以上入居していた方が退去され、利用者弁償の対象とならない経年劣化による天井・壁・床などの修繕費用2件分と漏水修繕などの修繕費用を計上したものでございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、92ページ・93ページをお願いいたします。

9款1項4目災害対策費の11節の修繕料でございますが、保健センターの非常用発電機のふぐあいを修繕するものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） その下、5目消防施設費ですが、新たに設置しました六郷地区の地下埋設の消火栓の維持につきまして、特に冬期間の消火栓の位置を目視するための標識を検討してきましたが、東北電力柱を活用できる許可が下りる見通しとなりましたので、11節・12節に標識の購入費及び設置手数料を計上しますもので、よろしくをお願いいたします。電力柱へは39カ所、案内看板等へ7カ所設置の全46カ所の設置を予定しております。

○議長（澁谷俊二君） 説明途中ですけれども、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時59分）

---

（午前11時08分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

10款教育費から説明願います。

○教育総務課長（煙山光成君） 10款教育費1項2目事務局費でございますが、幼児教育無償化の事務に伴う消耗品費でございます。

3目教育助成費でございますが、タイ王国ノンタブリー県初等教育局から局長を初め3名が10月に来町し、引き続き教育交流を行う旨の協定を取り交わす予定となっております。調印式に係る経費や手土産代、食事代、宿泊費について増額いただきたく、8節・11節・14節に計上してございます。また、教育交流に係るタイ王国側との連絡調整が当初の予定より多くなっておりまして、今後も増加することが見込まれるため、12節筆耕翻訳料もあわせて増額をお願いするものでございます。

2項小学校費1目13節は千畑小学校の校庭の樹木に関するものでございます。地域から要望のございました一部樹木を伐採し、クヌギやナラ、桜などを植栽する経費でございます。

次のページ、94・95ページをお開きください。

3項中学校費2目19節でございますが、中学校の部活動等の活躍が大変目覚ましく、予算に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（皆川信之君） 次に、4項1目社会教育総務費11節印刷製本費でございます。先日まで開催いたしました、JAXA展でJAXAのみならず三菱重工業や国立天文台のブラックホールの画像など解説用パネル点数が当初予定30枚ほどでございましたが、実質65枚、倍以上の

点数となり、今後予定する展覧会用の印刷製本費に不足が予想されるため、30万3,000円の増額をお願いするものでございます。

同じく15節施設改修工事でございますが、ことし5月公民館に制作いたしました大小島真木さんの壁画がございますが、多くの皆様からごらんいただくために公民館吹き抜け天井のロビーに設置しておりますが、夜間など光量が乏しく意図した構図があらわせないとの制作者の希望もあり、壁画にスポットライトを当てる照明設備工事のため、47万3,000円をお願いするものでございます。次に19節負担金補助及び交付金でございますが、10月の19・20日に開催が決定いたしました、秋田県マーチングバンドプレミアム交流会に38万円の補助を交付するためにお願いするものでございます。

次に3目文化財保護費でございます。

7節賃金と一つ飛ばして13節委託料、県営圃場整備事業地区の発掘調査時に発掘のための重機運転操作業務が2日間延長となり、この秋に予定しております試掘調査に不足が生ずるために既に終了いたしました圃場整備地区の発掘調査員賃金から18万円を組み替えいたしたくお願いするものでございます。

一つ戻っていただき、同じく11節需用費の修繕料でございますが、指定文化財の松・杉並木の避雷針設備の点検を行ったところ、5基のうち1基にふぐあいが見付き、修繕いたしたく4万円をお願いするものでございます。

次に4目社会教育施設費11節需用費の光熱水費ですが、これは本年6月より公開を開始した坂本東嶽邸の蔵離れについて、3カ月分の電気料実績を勘案すると予算不足が生ずることとなるため9万円の増額をお願いするものでございます。同じく13節委託料に看板製作委託料として8万8,000円をお願いするものでございます。これについては、財政健全化の取り組みによる観覧料金等の改定により観覧料表示板の作成委託が必要となったため、坂本東嶽邸と歴史民俗資料館の2カ所分を計上してございます。同じく15節工事請負費の施設設備改修工事でございますが、北ふれあい館の調理室から集落排水に接続する排水管が経年劣化で目詰まりを起こすようになり、高圧洗浄などで対応してはりましたが、いよいよ抜けなくなり、敷設がえのために195万6,000円をお願いするものでございます。

次のページ、96ページ・97ページをごらんください。

5項1目保健体育総務費8節報償費から14節使用料及び賃借料でございますが、当初予算において東北地区スポーツ推進委員大会出席のための費用弁償及び旅費を計上してはりましたが、大会終了後に長年交流のある栃木県那珂川町を訪問し、交流を深めるため、鉄道の行程からレンタ

カーでの移動といたしたく旅費等の組み替えをお願いするものでございます。また、委員の1人が全国表彰を受けることとなったため、その旅費をお願いするものでございます。8節報償費は那珂川町へのお土産代4,000円をお願いするものでございます。9節旅費については、東北大会参加スポーツ推進委員7名、職員2名でございます。と、那珂川町訪問を鉄道から車移動としたことによることとスポーツ推進委員1名全国表彰を受ける委員の旅費を計上し、精査したため、総額7万5,000円の減額となりました。11節燃料費はレンタカーのガソリン代として2万円をお願いするものでございます。14節はレンタカーの高速道路料金とレンタカーの借上げで総額7万5,000円をお願いするものでございます。

次に2目保健体育施設費11節の修繕料でございますが、総合体育館と南体育館の消防設備点検を実施したところ、不良箇所が指摘されたため修繕をお願いするものでございます。合計64万4,000円をお願いするものでございます。次に13節委託料でございますが、北体育館の床及び基礎部分について専門業者により調査したところ、基礎部分からの改修が必要との結果から実施設計とそのためので地盤調査に必要な442万6,000円をお願いするものでございます。次に施設看板改修業務委託料でございますが、総合体育館リリオスの名称変更のため、看板等の改修費用として118万8,000円をお願いするものでございます。

この中身としては、リリオス玄関の箱文字「美郷総合体育館リリオス」と書いてございますが、これを変えるものと、リリオス玄関前の大看板、それから大型観光看板が町内3カ所ございます。これと観光案内マップ10カ所の合計で118万8,000円をお願いするものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 3目学校給食費でございますが、小中学校及び認定こども園の給食調理等を担っております、学校給食協会を法人といたしたく登記に係る経費をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 12款1項公債費1目元金ですが、財政健全化の取り組みの一環としてプライマリーバランスを考慮し、4億円強の繰り上げ償還を増額し、それに伴い通常分の元金償還として計上していた2,810万2,000円を減額するものでございます。

2目利子でございますが、繰り上げ償還により節減となる利子を減額するものでございます。

一般会計補正予算の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第68号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第69号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第69号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算



第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第69号につきましてご説明いたします。今回の補正は694万9,000円を追加するものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきますので、108・109ページをお願いいたします。

7款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金の額が確定しましたので増額を計上しております。

続きまして、歳出でございます。110・111ページをお願いいたします。

8款1項3目償還金でございますが、平成30年度特別交付金のうち保険給付費等交付金の額が確定したことに伴い返還が生じるため増額をお願いするものでございます。

9款1項1目予備費でございますが、補正調整額で今後の緊急時に対応するため増額計上しております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第69号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第70号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第70号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第70号につきまして説明いたします。美郷町下水道事業における歳入予算補正に係るものでございます。

内容を説明いたします。118ページ・119ページをお開きください。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金につきまして、29年度繰越額確定により繰入金を戻し入れるものでございます。

4款1項1目繰越金は29年度繰越金額確定により計上するものです。

これにより歳入総額に変更はございません。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第70号の説明が終わりました。

---

◎議案第71号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、議案第71号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第71号につきまして説明いたします。美郷町農業集落排水事業における歳入歳出予算補正に係るものでございます。

内容を説明いたします。128ページ・129ページをお開きください。

歳入、4款1項1目一般会計繰入金につきまして、29年度繰越額確定により繰入金を戻し入れるものでございます。

5款1項1目繰越金は29年度繰越金額確定により計上するものです。

これにより歳入総額に変更はございません。

次のページ、130ページ・131ページをお開きください。

歳出、1款1項1目13節委託料でございますが、農業集落排水処理施設の最適化整備構想策定業務の請負差額を減額するものでございます。

続きまして、2項1目13節委託料でございますが、来年度実施する予定の後三年処理場の更新事業における設計監理委託料を追加するものでございます。

これにより歳出総額に変更はございません。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第71号の説明が終わりました。

---

◎議案第72号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、議案第72号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第72号につきましてご説明いたします。今回の補正は38万円を追加するものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきますので、140・141ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金の額が確定しましたので増額を計上しております。

続きまして歳出でございます。142・143ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費でございますが、歳入の前年度繰越金分を計上しております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第72号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第73号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、議案第73号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第73号につきまして説明いたします。

初めに第2条収益的支出について、第1款第1項営業費用を183万1,000円増額し、3億4,751万3,000円とするものです。

続いて第3条資本的収入について、下段、第1款第2項負担金を110万1,000円新設するものがございます。

次のページ、146ページをお開きください。

資本的支出につきましては、第1款第1項建設改良費を157万3,000円追加し、1億2,761万2,000円とするものです。

前のページに戻っていただき、第3条に記載のとおり金額をそれぞれ改めるものがございます。内容を説明いたします。152ページ・153ページをお開きください。

収益的支出1款1項2目の右側、節区分修繕費ですが、配水管の漏水が前年度5件であったのに対し、今年度はきょう現在で10件発生しております。今後も発生するおそれがあることから、それに備える予算をお願いするものがございます。

また、仙南南部地区の配水管接続者2件を、仙南東部地区配水管に接続がえをする費用を計上するものがございます。

4目の節区分備用品費では水道車の冬用タイヤ購入費及び災害時給水タンクの更新に伴う購入費を計上しております。また、保険料につきましては、昨年度完成した千畑中央地区取水場建屋の火災保険料を追加したく計上するものがございます。

続きまして、154ページ・155ページをお開きください。

資本的収入1款2項2目の工事補償金ですが、畑屋中央地区農地集積加速化基盤整備工事にお

いて道路を横断する暗渠敷設に支障となる水道管の切り裂き工事について、秋田県より補償金として支払われるものでございます。

資本的支出1款1項1目の節区分工事請負費であります。先ほど説明しました基盤整備工事に起因する水道管の切り裂き工事費用7カ所分でございます。

なお、差額の47万2,000円でございますが、水道管理設から現在までの期間使用した分による財産の減少分は補償の対象外となるとの理由で自己財源となるものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第73号の説明が終わりました。

建設課長より、訂正の申し出がありましたので、ここで許可いたします。

○建設課長（木村英彰君） 議案第70号及び議案第71号におきまして、私の発言に誤りがありましたので訂正させていただきたいと思っております。

「29年度繰越額確定」と申し上げましたが、「30年度繰越額確定」でありました。大変失礼いたしました。

---

#### ◎認定第1号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、認定第1号 平成30年度美郷町一般会計決算認定についてを議題といたします。

あらかじめ申し上げますが、平成30年度一般会計・特別会計及び水道事業会計決算は、いずれも決算特別委員会を設置し、付託する予定ですので、質疑は各会計とも全体を通じた総括的・大局的な質疑としてください。

それでは、説明が終わっておりますので、一般会計決算の総括質疑を行います。質疑ありませんか。13番、藤原議員。

○13番（藤原政春君） 議案資料集の7ページでございますけれども、経常収支比率、前年度の83.9%から今年度0.7%上昇し、84.6%となっておりますが、この84.6%は良好な水準を維持しておるといって書いてありますが、そのところを私の覚えておるところは70から80%が良好であって、80%から90%となれば、ちょっと弾力性に欠けるんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺を監査委員にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。監査委員。

○代表監査委員（深澤克太郎君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

プライマリーバランスの件でございますが、経常収支比率が前年度83.9%、今年度84.6%ということで0.7%上昇しているにもかかわらず良好な水準を維持しているというふうに意見を述べさせていただきます。議員からの質問に70%台が良好ではないかということですが、特に何%から何%でなければならないというような基準はないということのようであります。

それでいろいろ調べた結果であります。この良好と判断したのは県内ほかの自治体、25自治体と比べますと県内で一番経常収支比率が低いということであります。昨年の決算時は全県の2位でありましたが、今年度決算においては1位ということですので、こういう意見を述べさせていただきました。以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 13番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。これで、認定第1号 平成30年度美郷町一般会計決算認定についての質疑を終わります。

---

#### ◎認定第2号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、認定第2号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第2号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についての質疑を終わります。

---

#### ◎認定第3号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第19、認定第3号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第3号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

---

#### ◎認定第4号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第20、認定第4号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第4号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

---

#### ◎認定第5号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第21、認定第5号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第5号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についての質疑を終わります。

---

#### ◎認定第6号の総括質疑

○議長（澁谷俊二君） 日程第22、認定第6号 平成30年度美郷町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第6号 平成30年度美郷町水道事業会計決算認定についての質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

---

◎決算特別委員会の設置について、認定第1号から第6号までの特別委員会  
付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第23、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までは、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

---

◎決算特別委員会の委員の選任について

○議長（澁谷俊二君） 日程第24、決算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時36分）

---

（午前11時37分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任については、美郷町議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり13人を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員はただいまお諮りしたとおり選任されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時37分）

---

（午前11時38分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告いたします。美郷町議会委員会条例第10条の規定により、決算特別委員会委員長に15番、熊谷隆一君、副委員長に6番、森元淑雄君が選任されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月12日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時39分)